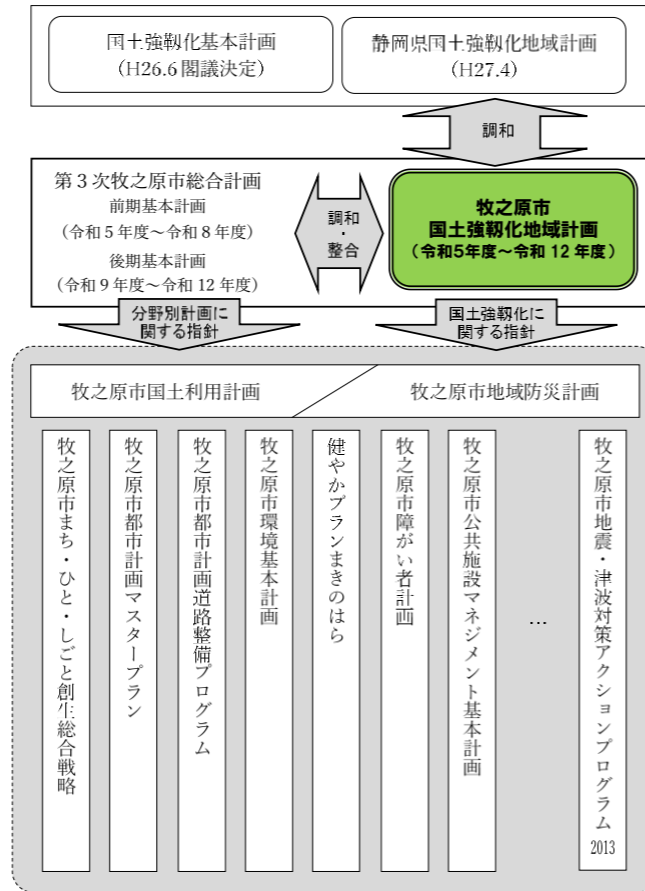


第1章 牧之原市国土強靱化地域計画とは

策定の趣旨

あらゆるリスクを見据えつつ、平時から大規模自然災害等に対する備えを行い、いかなる災害が発生しようとも、市民の生命・財産を守り、被害が致命的なものにならず迅速に回復する強靱な牧之原市をつくりあげるため、本市の強靱化に関する指針として、「牧之原市国土強靱化地域計画」を策定するものである。

【他計画との関係性】



計画の位置付け

本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として定めるものであり、本市の各種計画における国土強靱化に関連する事項の指針となるものである。

計画期間

計画期間：令和5年度～令和12年度

「第3次牧之原市総合計画」及び「牧之原市地震・津波対策アクションプログラム2013」と整合を持たせ、目標年次は令和8年度とし、これらの改定と合わせて本計画についても改定を実施する。また、国の国土強靱化基本計画や静岡県国土強靱化地域計画等の動向も踏まえ、適宜見直しを行う。

第2章 本市の地域特性

本市の地域特性について、市の自然条件（位置及び境域、地形、地質、気候）及び社会条件について整理した上で、本市において予想される災害等の主な概要を下表の通り整理した。

対象とする災害（リスク）	主な概要
(1) 地震・津波	本市では、安政東海地震や東南海地震をはじめとした大規模地震の発生が記録されている。今世紀前半には前回発生から100年を迎える東南海地震や南海地震について、その発生の可能性の高まりが指摘されており、このまま東海地震が発生することなく推移した場合、東海地震も含め、これらの地震が連動して発生する可能性や、時間差を持って発生する可能性も考えられる。
(2) 原子力災害	御前崎市には、浜岡原子力発電所があり、万一の事故による放射性物質の大量放出に伴う災害が発生する可能性がある。
(3) 風水害	市内の主要河川は、下流における改修工事や湛水防除事業の推進により安全性は高められてきたが、近年の気候変動に伴い頻発する局地的な豪雨等により河川の越水や溢水が発生しており、今後決壊等による大規模な洪水災害の発生が危惧される。
(4) 高潮・高波	本市は、駿河湾に面する15kmの海岸線を有し、台風・低気圧等による高潮・高波の影響を受けやすく、近年では一部海岸において越波が発生しており、全海岸線において災害が予想される。
(5) 土石流・地すべり・がけ崩れ	市内の砂防指定地が37箇所、地すべり防止区域の指定箇所は5箇所、急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所は25箇所、災害危険区域（県建築基準条例第3条第1項第2号）の指定箇所は5箇所、土石流危険渓流は44箇所ある。また、未指定の急傾斜地崩壊危険箇所が425箇所あり、それらの箇所は整備がなされておらず、降雨時、地震時には被害が予想される。
(6) 火災・爆発	冬季に比較的乾燥するとともに、強風地域であるため、火災が発生すると住宅密集区域にあっては大火災の可能性も含んでおり、十分な警戒を要する。また、同時にこれらの区域で火災が発生した場合は、消火の困難性とあいまって多数の人命が損なわれる危険性がある。
(7) 事故	東名高速道路、東海道新幹線において事故が発生した場合の社会的影響は大きく、防災体制について十分な配慮が必要である。また、富士山静岡空港において、緊急事態が発生した場合、又は恐れがある場合は、航空事故の発生が予想される。
(8) 複合災害	1つの災害が他の災害を誘発し、それが原因となって、あるいは結果となって全体としての災害が大きくなることを意識し、より厳しい事態を想定した対策を講じることが必要である。本市の場合、南海トラフ巨大地震などの大規模地震の発生に伴い、大規模事故や浜岡原子力発電所の事故が複合的に起こるなど最悪の事態を想定する必要がある。

第3章 基本的な考え方

基本理念

安全・安心で快適に暮らせる
“強く、しなやかな”まち

基本目標

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

第4章 脆弱性評価と重要課題の整理

想定するリスク

本市の地域特性上、甚大な被害を及ぼすと想定される「南海トラフ巨大地震」の災害を中心とし、風水害や高潮、土砂災害などを含めた、大規模自然災害及び原子力災害を対象とする。

脆弱性評価に基づく配慮すべき重要課題

- (1) 事前復興の視点を取り入れた安全・安心で魅力ある地域づくり
- (2) ハード対策とソフト対策の効果的な連携
- (3) 超広域災害に備えた地域防災力の強化、民間との連携
- (4) 行政、情報通信、エネルギー等の代替性・多重性等の確保
- (5) 基幹的交通ネットワークの機能確保、代替性確保及び輸送モード相互の連携
- (6) 原子力防災対策



第5章 計画の推進

具体的な取組の推進と進行管理

本計画を計画的に推進するために、「現状の脆弱性評価」を用い、適宜進行管理や評価等を行う。

プログラムの重点化

効率的・効果的に国土強靱化を進めるには、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて重点化しながら進める必要がある。本計画の基本目標を踏まえたうえで、重点プログラムを選定した。なお、重点プログラムについては、KPI（重要業績指標）を設定する。



第6章 重点プログラム

重点プログラムについては、「施策分野」「出典元の計画」「強靱化に関する取組」「具体的指標」「目標値」「進捗率」「再掲の有無」「達成時期」「担当」についてとりまとめた。（下表については、リスクシナリオ1-1における重点プログラムを抜粋している。）

1-1 地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生							
施策分野	計画	強靱化に関する取組	具体的指標	目標値	進捗率	再掲	達成時期
健康福祉	榑原総合病院長寿命化計画（個別施設設計画）	防災対策 建物設備の維持	長寿命化計画進捗率	14%	5%		R8年度末
教育文化	公共施設マネジメント基本計画	社会教育施設改修事業	市社会教育施設（文化施設・公民館）の長寿命化を図るための改修を実施する。	—	—		R8年度末
産業振興	AP2013	農業用施設の耐震点検、ハザードマップ作成（ため池）	農業用ため池の耐震点検調査及び耐震化率、ハザードマップ作成の実施率	100%	97%		R8年度末
生活基盤	AP2013	特定建築物の耐震化の促進	耐震改修促進法に基づく特定建築物の耐震化率	100%	97%		R8年度末
生活基盤	耐震改修促進計画	公共建築物の耐震化の促進	公共建築物の耐震化率	100%	98%		R8年度末
防災	総合計画実施計画	相良地区防災拠点の整備	大規模災害や原子力災害などの複合的な災害においても市民の安全を守るための拠点の整備	100%	50%		R5年度末
防災	AP2013	家庭内の耐震対策の推進（家具固定・防災ベッド・耐震シェルター）	家具固定、防災ベッドの使用、耐震シェルの設置をしている者の割合	100%	18%		R8年度末
防災	AP2013	家庭内の地震対策の推進（感震ブレーカー）	感震ブレーカーを設置している世帯の割合（60世帯増加）	100%	71%		R8年度末

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

脆弱性評価では、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）に対応すべき施策の漏れの有無や、特定の施策分野への偏りの有無の観点から選定した強靱化に係る取組について、脆弱性の評価を行った。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生
	1-2	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
	1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
	1-4	情報伝達の不備や災害に対する意識の低さ等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
	1-5	大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	2-3	警察、消防、海保、自衛隊等の被災等による救助、救急活動等の絶対的不足
	2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
	2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客を含む）への水・食糧等の供給不足
	2-6	医療施設及び関係者等の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
	2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	2-8	避難所が適切に運営できず避難所の安全確保ができない事態
	2-9	緊急輸送路等の途絶により救急・救命活動や支援物資の輸送ができない事態
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
	3-2	県・市町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 大規模自然災害発生直後であっても、経済活動に不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
5 大規模自然災害発生直後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による経済活動の停滞
	5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
	5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
	5-4	基幹的交通ネットワーク（陸上、海上、航空）の機能停止
	5-5	食料等の安定供給の停滞
6 大規模自然災害発生であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
	6-5	応急仮設住宅等の住居支援対策の遅延による避難生活の長期化
	6-6	被災者へのきめ細やかな支援の不足による心身の健康被害の発生
7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
	7-2	原子力発電所の事故による放射性物質の放出
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3	高速道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-4	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-5	被災者の住居や職の確保ができず生活再建が大幅に遅れる事態
	8-6	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
9 防災・減災と地域成長を両立させた魅力ある地域づくり	9-1	企業・住民の流出等による地域活力の低下